

函館市幼保連携型認定こども園設置認可等要綱

(目的)

第1条 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）に基づく幼保連携型認定こども園の認可、変更の届出および報告の徴収について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「法施行規則」という。）および函館市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成27年函館市規則第28号。以下「施行細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(認可の申請)

第2条 認定こども園法第17条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の設置認可を受けようとする者は、施行細則第2条第1号に定める幼保連携型認定こども園設置認可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請に際しては、当該申請が函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年函館市条例第55号。以下「条例」という。）で定める要件に適合していることを証する書類として別表1「設置認可に関する書類」に掲げるものを添付して、これを市長に提出しなければならない。

3 新たに幼保連携型認定こども園の設置認可を受けようとする者は、幼保連携型認定こども園の運営の適正化に資するため、事前に市長と協議しなければならない。

(認可の基準)

第3条 市長は、第2条の認可の申請があった場合において、当該申請に係る幼保連携型認定こども園が、認定こども園法および関係法令に定めるもののほか、条例に規定する幼保連携型認定こども園の設備お

よび運営の基準ならびに次の各項に定めるところに適合すると認めるときは、同条の認可をすることができる。

2 前項の設置の認可にあたっては、小学校就学前子どもの推移、施設等の利用に係る待機の状況等地域の実態および付近の特定教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案し、幼保連携型認定こども園の設置が必要であると認められるものでなければならない。

3 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときまたは市が定める子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画をいう。以下同じ。）（以下「事業計画」という。）の達成に支障を生ずる恐れがある場合として認定こども園法施行規則第22条で定める場合に該当すると認める時は、設置の認可をしないことができる。

(1) 当該申請に係る園を設置しようとする場所を含む区域（支援法第61条第2項第1号の規定により市が定める教育・保育提供区域をいう。以下この項において同じ。）における特定教育・保育施設の利用定員の総数（支援法第19条第1号に掲げる満3歳以上の小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、市が事業計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる満3歳以上の小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、または当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになると認めるとき。

(2) 当該申請に係る園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（支援法第19条第2号に掲げる満3歳以上の小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、市が事業計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる満3歳以上の小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、または当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになると認めるとき。

(3) 当該申請に係る園を設置しようとする場所を含む区域における特

定教育・保育施設の利用定員の総数（支援法第19条第3号に掲げる満3歳未満の小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、市が事業計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる満3歳未満の小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、または当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになるかを認めるとき。

（函館市幼保連携型認定こども園審議会の意見の聴取）

第4条 市長は、幼保連携型認定こども園の設置の認可または当該園の廃止または休止の認可をしようとするときは、あらかじめ函館市幼保連携型認定こども園審議会の意見を聴かなければならない。

（設置の認可等）

第5条 市長は第2条第1項の規定に基づく幼保連携型認定こども園の設置認可申請に対し、第3条各項に規定する認可基準や事業計画の内容、区域の利用定員の総数および区域の必要利用定員の総数等ならびに前条の審議会の意見に基づき、認可の適否について判断するものとする。この場合において、市長は当該申請に対して、認可する場合は幼保連携型認定こども園設置認可通知書（別記第1号様式）を、認可しない場合は幼保連携型認定こども園設置認可不承認通知書（別記第2号様式）を交付するものとする。

（廃止、休止または設置者の変更）

第6条 幼保連携型認定こども園の設置認可を受けた者が当該園を廃止または休止しようとする場合は、施行細則第2条第2号に定める幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書に別表2「廃止等認可に関する書類」に掲げるものを添付して、これを市長に提出しなければならない。

2 幼保連携型認定こども園の設置認可を受けた者が当該園の設置者の変更についての認可の申請をしようとする場合は、施行細則第2条第3号に定める幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書に別表3「設置者変更認可に関する書類」に掲げるものを添付し、これを市長に提出しなければならない。

4 市長は、第1項の申請に対し、地域の保育の実情を考慮し認可する場合は、幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可通知書（別記第3号様式）を、認可しない場合は、幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可不承認通知書（別記第4号様式）を交付するものとする。

5 市長は、第2項の申請に対し、認可する場合は、幼保連携型認定こども園設置者変更認可通知書（別記第5号様式）を、認可しない場合は、幼保連携型認定こども園設置者変更認可不承認通知書（別記第6号様式）を交付するものとする。

（変更の届出）

第7条 幼保連携型認定こども園の設置者が法第29条第1項または法施行規則第15条第2項の規定により名称その他の事項を変更しようとするときは、施行細則第3条に定める幼保連携型認定こども園変更届出書を市長に提出するものとする。

（報告の徴収）

第8条 幼保連携型認定こども園の設置者は、その運営の状況を毎年4月30日までに認定こども園運営状況報告書（別記第7号様式）により市長に報告するものとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園の設置認可等に際し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1 「設置認可に関する書類」

添 付 書 類 名	
認可基準確認表	
職 員	職員の一覧表
	職員の履歴書
	職員の教員免許状または保育士登録証の写し
	常勤（非常勤）職員雇用通知書の写しまたは雇用契約書
	勤務表
建 物 等	建物の周辺図
	建物の配置図および平面図
	各室面積表
	土地の実測図・園庭の面積がわかる図面
	土地・建物の登記簿謄本または使用の権利を証する書類
運 営	教育および保育の目標ならびに主な内容
	子育て支援事業の実施計画
	防災（消防）計画および耐震診断結果報告
	補償契約書
	職員の研修計画
	園則・運営規程
	外部の栄養士から指導を受ける場合の契約書等の写し
	給食を外部搬入する場合の契約書の写し
	食育に基づく計画
	調理室を設置しない理由
	調理業務を委託する場合の契約書の写し
	学校医，学校歯科医および学校薬剤師との契約書等の写し
直近の指導監査結果および改善状況報告書	
法 人	法人の登記事項証明書
	法人代表者の履歴書
	設置者が法第 17 条第 2 項各号に該当しないことを誓約する書類

	役員一覧表
	定款または寄附行為
	収支予算書
	議事録（幼保連携型認定こども園の認可申請の決定）
	保護者説明会等の記録

別表2 「廃止等認可に関する書類」

1 廃止の認可に関する書類

廃止を決定した議事録の写し
財産処分の具体的方法が記された書類
その他廃止認可の申請に必要と認められる書類

2 休止の認可に関する書類

休止を決定した議事録の写し
その他廃止認可の申請に必要と認められる書類

別表3 「設置者の変更の認可に関する書類」

- 1 別表1 「設置認可に関する書類」に掲げる事項について、変更前および変更後を提出すること。また、変更前および変更後の各設置者について、次に掲げる書類を提出すること。

(1) 変更前の設置者にかかる書類

設置者変更を決定した議事録の写し
当該施設において従事する職員に対する処置等
その他設置者変更認可の申請に必要と認められる書類

(2) 変更後の設置者にかかる書類

設置者変更を決定した議事録の写し
その他設置者変更認可の申請に必要と認められる書類

別記第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（申請者名） 様

函館市長

幼保連携型認定こども園設置認可通知書

年 月 日付で申請のあった（施設名）の設置については、就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定に基づき，審査した結果，次のとおり幼保連携型認定こども園として認可したので，通知します。

記

- 1 幼保連携型認定こども園の施設の名称
- 2 所在地
- 3 認可年月日

別記第2号様式（第5条関係）

年 月 日

（申請者名） 様

函館市長

幼保連携型認定こども園設置認可不承認通知書

年 月 日付で申請のあった（施設名）の設置については、就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定に基づき，審査した結果，次の理由により不承認となりましたので，通知します。

記

- 1 幼保連携型認定こども園の施設の名称
- 2 所在地
- 3 不承認年月日
- 4 不承認理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合は，この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に，市長に異議申し立てをすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には，この処分があったことを知

った日（前項による異議申し立てをしたときは、当該異議申し立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、函館市（訴訟において函館市を代表する者は、函館市長となります。）を被告として、函館地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、処分または決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分または決定の日の翌日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第3号様式（第6条関係）

年 月 日

（申請者名） 様

函館市長

幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可通知書

年 月 日付で申請のあった（施設名）の廃止（休止）については、就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定に基づき，審査した結果，次のとおり認可したので，通知します。

記

1 幼保連携型認定こども園の施設の名称

2 所在地

3 廃止（休止）の理由

4 廃止（休止予定）年月日（期間）

年 月 日

（ 年 月 日から 年 月 日まで）

別記第4号様式（第6条関係）

年 月 日

（申請者名） 様

函館市長

幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可不承認通知書

年 月 日付で申請のあった（施設名）の廃止（休止）については、就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定に基づき，審査した結果，次の理由により不承認となりましたので，通知します。

記

- 1 幼保連携型認定こども園の施設の名称
- 2 所在地
- 3 不承認年月日
- 4 不承認理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合は，この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に，市長に異議申し立てをすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には，この処分があったことを知

った日（前項による異議申し立てをしたときは，当該異議申し立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に，函館市（訴訟において函館市を代表する者は，函館市長となります。）を被告として，函館地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし，処分または決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても，処分または決定の日の翌日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第5号様式（第6条関係）

年 月 日

（申請者名） 様

函館市長

幼保連携型認定こども園設置者変更認可通知書

年 月 日付で申請のあった（施設名）の設置者の変更については、就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定に基づき，審査した結果，次のとおり認可したので，通知します。

記

- 1 幼保連携型認定こども園の施設の名称
- 2 所在地
- 3 設置者名称および住所
- 4 認可年月日

別記第6号様式（第6条関係）

年 月 日

（申請者名） 様

函館市長

幼保連携型認定こども園設置者変更認可不承認通知書

年 月 日付で申請のあった（施設名）の設置者の変更については、就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定に基づき，審査した結果，次の理由により不承認となりましたので，通知します。

記

- 1 幼保連携型認定こども園の施設の名称
- 2 所在地
- 3 不承認年月日
- 4 不承認理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合は，この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に，市長に異議申し立てをすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には，この処分があったことを知

った日（前項による異議申し立てをしたときは、当該異議申し立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、函館市（訴訟において函館市を代表する者は、函館市長となります。）を被告として、函館地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、処分または決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分または決定の日の翌日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第7号様式（第8条関係）

認定こども園運営状況報告書

年 月 日

函館市長 様

主たる事務所の所在地
設置者 法人の名称
代表者の職氏名

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第30条第1項の規定により，次のとおり報告します。

記

1 認定こども園の 名称		2 認可年月日	年 月 日
3 認定こども園の 所在地等	〒		
	施設電話番号		
	施設FAX番号		
	施設メールアドレス		
	運営状況報告書担当者氏名		
4 認定こども園の 長の氏名			
5 教育および保育 の目標ならびに主 な内容（別紙可）			
6 子育て支援事業 （別紙可）	実施事業	実 施 状 況	

7 利 用 料	実費徴収							
	上乗せ徴収							
8 利用定員（人）		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
保育を必要としない子ども								
保育を必要とする子ども								
計								
9 報告書を提出する日の前日において保育している子どもの人数（人）		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
保育を必要としない子ども								
保育を必要とする子ども								
計								
10 報告書を提出する日の前日において職務に従事している職員の配置数（人）								
資 格 の 保 有 状 況	A 認定こども園の長	専任 ・ 兼任 （いずれかに○を付してください。）						
		両資格を有する者		幼稚園教諭の 免許状のみ有する者		保育士の資格 のみを有する者		
		常 勤	非常勤	常 勤	非常勤	常 勤	非常勤	
	B 学級担任							
	C 3歳以上の教育及び 保育に従事する者							
	D 0～2歳児の保育の 従事者							
E その他の教育・保育の 従事者（事務員、調理員、 運転手等を除く）								
非常勤職員の常勤換算後の人数								
非常勤職員の総勤務時間（ ）時間÷常勤職員の勤務時間＝（ ）人								

12 保険の 加入状況	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他（ ）					
	保険の内容						
13 施設・設備							
室名	乳児室	ほふく室	保育室	遊戯室	調理室	その他	合計
室数	室	室	室	室	m ²	()	m ²
面積	m ²	m ²	m ²	m ²		m ²	m ²
運動場（屋外遊戯場）			m ²				
14 乳児室の区画			専用室 ・ ほふく室と同一室				
15 給食の提供							
保育を必要としない子ども (満3歳以上の子ども)		自園調理 ・ 外部搬入 日 ・ 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土					
保育を必要とする子ども (満3歳以上の子ども)		自園調理 ・ 外部搬入					
16 自己評価	実施（実施年月日 ） ・ 未実施						
17 関係者評価	実施（実施年月日 ） ・ 未実施						
18 第三者評価	実施（実施年月日 ） ・ 未実施						

注1 11 欄の「業務の種類」において、複数を兼ねている場合は該当するすべての箇所に○を付してください。

2 12 欄において、対象となる保険は、入所している子どもに関する保険に限定し、施設設備に対する火災保険等は含みません。「保険の内容」欄には、契約期間、給付対象、補償上限額等の内容について記入してください。

3 17 欄において、関係者とは、園児の保護者その他の当該認定こども園の関係者をいい、園の職員は除きます。

4 記入に当たり、この様式により難しい場合は、内容が分かる書類を添付してください。

添付書類

- 1 職員の資格を証する書類
- 2 教育および保育の内容ならびに子育ての支援等に関する全体的な計画
- 3 年齢別年間指導計画
- 4 食育計画および学校保健計画・学校安全計画
- 5 年間行事予定
- 6 入園のしおり
- 7 園のパフレット（前年度から変更があった場合のみ提出（3部））
- 8 保険会社との契約書の写し
- 9 職員研修の前年度の実績